

広報ひらない



平成18年
2月号

— 今月のトピックス —

- ◇平内町消防団出初め式・・・2ページ
- ◇交通災害共済加入受付開始・・・3ページ
- ◇下水道使用料についてのQ&A・・・4ページ
- ◇生涯学習のめざすもの・・・6～7ページ
- ◇保健福祉だより・・・8～9ページ
- ◇暮らしの中の税・・・11ページ
- ◇おしらせ・・・12～13ページ
- ◇第19回夜越山洋ランまつり・・・16ページ

発行／平内町

編集／総務課

平内町ホームページ

<http://www.town.hiranai.aomori.jp/>



一足先に春の
香を満喫
してみませんか？

華

□ 夜越山洋ランまつり □



▲横一列に整列し点検を待つ団員



▲服装、機械器具点検に向う様子



▲山口分団ラッパ隊の吹奏



▲勇壮なマトイ振りを披露

ひらな内を守る 尖硝心の 男たち

平内町消防団出初め式

2006.1.5 (THU).....平内町役場前

平成18年平内町消防団出初め式が5日行われ、阿部壽夫団長ほか消防団18分団の団員と大和山自衛消防協力隊ら約430人が参加、今年一年の地域防災に向け決意を新たにしました。

時折雪の降る中、役場前で行われた式では、団員が横一列に整列し、観閲者の逢坂町長と関係者が団員の服装と機械器具を点検終了後、山口分団ラッパ隊の吹奏に合わせて、各分団と車両24台が分団旗を掲げ分列行進をしました。続いて場所を東福寺に移し、物故消防団員追悼式が行われました。

さらに、消防署前では、団員たちによるマトイ振りが行われ、沿道の町民に勇姿を披露した後、消防功労者に対する表彰式が行われました。

最後に、観閲者の逢坂町長が式の講評を述べ、阿部壽夫団長が「長い歴史と伝統を基盤に火災のみならず、地震・風水害等各種災害に対し第一線の実働部隊として、その威力を発揮するのが任務であります」と訓示して、式が終了しました。

◆優良消防団員章

平内町消防団長表彰

◆優良分団

平内町長表彰

- 優良分団
- 浜子分団
- 外童子分団
- 稲生分団
- 中野分団

- 優良消防団員章
- 小湊分団 田村 龍門
- 東田沢分団 柴田 高文
- 東田沢分団 田中 正人
- 東滝分団 佐々木 正仁
- 浜子分団 工藤 俊幸
- 清水川分団 船橋 輝仁
- 口広分団 江戸 康一
- 狩場沢分団 大森 幸博
- 外童子分団 小田 桐真
- 外童子分団 倉本 和也
- 山口分団 千代谷 松一
- 茂浦分団 須藤 雅人
- 藤沢分団 小形 光貴
- 浦田分団 工藤 直人
- 浦田分団 豊島 一也
- 浦田分団 後藤 司
- 稲生分団 豊島 伸一
- 稲生分団 蛸崎 正人
- 土屋分団 浜中 了人
- 中野分団 須藤 賢幸

平成18年度青森県交通災害共済加入受付開始

1日1円でご家族の安心を!!

平成18年度青森県交通災害共済の加入受付を平成18年2月1日より役場、総務課、防災係において開始いたします。交通災害共済は日本全国どこで起きた交通事故でも弔慰金またはケガの程度に応じて見舞金をお支払いする共済制度です。

□ 弔慰金、見舞金の対象となる交通事故

- 1・自動車、バイク、自転車、介護人の付いていない車イスなどの道路交通による人身事故。
- 2・歩いていて車にはねられたり、ひかれたりした事故。
- 3・自転車で走行中に転倒したり、追突されてケガをしたとき。
- 4・自転車の補助いすに子どもを乗せて走行中、子どもがスポーク等に足を挟んでケガをしたとき。
- 5・自転車運転中、誤ってガードレール等にぶつかり、ケガをしたとき。

□ 共済弔慰金、見舞金金額表

災害の程度		等級	金額
死亡した場合		1	1,000,000円
実治療日数 180日以上で	入院180日以上を含む	2	150,000円
	入院90日以上180日未満を含む	3	130,000円
	入院90日未満又は入院なきものを含む	4	110,000円
実治療日数 90日以上 180日未満で	入院90日以上を含む	5	80,000円
	入院90日未満又は入院なきものを含む	6	60,000円
実治療日数60日以上90日未満		7	45,000円
実治療日数30日以上60日未満		8	35,000円
実治療日数10日以上30日未満		9	25,000円
実治療日数10日未満		10	20,000円

(日数の計算は全て治療した日数によります)

□ 請求期間

見舞金は傷害を受けたときから1年以内に請求してください。

□ 見舞金の受け取り方法

ご希望の金融機関への口座振替又は郵便局の窓口払いで受け取れます。

□ 特別見舞金

交通事故がもとで、2年以内に自動車損害賠償保障法施行令別表第1級から第3級の後遺障害になった場合は、前記見舞金のほかに50万円をお支払いします。

□ 見舞金の請求に必要な書類

- 1・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書
- 2・医師の診断書又は整骨院の証明書
※診断書は役場・総務課にあります。
- 3・会員証
- 4・死亡したときは死体検案書又は死亡診断書
- 5・印鑑

□ 弔慰金、見舞金の対象とならない場合

- 1・故意又は重大な過失によって交通事故を起こし、不正に見舞金等を受けようとする方
- 2・無免許運転及び酒気帯び運転をし、又はその事情を知らずながら同乗して交通事故による災害を受けた方
- 3・地震、洪水、暴風、その他天災によって生じた交通事故による災害を受けた方
- 4・電車、航空機、船舶などの事故による災害を受けた方
- 5・歩行者の転倒や作業中の事故など交通事故以外の災害を受けた方

□ 交通事故にあったら

必ず警察署または最寄りの交番に届け出てください。相手方のいない自転車等の自損事故も届けましょう。

□ 共済会費

年間1人 350円

□ 共済期間

平成18年4月1日～平成19年3月31日までの1年間。(平成18年3月31日までに加入をされた方は予約加入扱いとなります)平成18年4月1日以降に加入された方は加入したその日から平成19年3月31日までです。

【お問い合わせ先】 役場・総務課・防災係(庁舎2階) ☎ 755-2111(内線218)

下水道使用料についてのQ & A

町民の皆さまには、日頃から下水道事業に格別のご理解を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、下水道使用料は平成18年4月以降検針分より水道使用水量を基に汚水排除量を算定する従量制を採用することになり、すでに広報を通じて町民の皆さまへお知らせをしていますが広報掲載後、皆さまより詳細についてのお問い合わせがございましたので、それらの内容をお知らせし、町民各位の疑問を解消したいと思っております。

なお、今後も疑問な点あるいは分からない事等ございましたら地域整備課までお問い合わせ下さるようお願い申し上げます。

Q 1：下水道使用料と水道料金は別々に納付するのですか？

A 1：1枚の納付書(請求書)に下水道使用料と水道料金を分けて明記し、その合計を納付して頂きます。

Q 2：畑等に水道水を使用している場合、下水道には排除されないと思うが、それでも水道使用水量分全部を下水道使用料として納付するのか？

A 2：一時期畑等に水道を使用した場合、それが下水道への排除量と著しく異なる場合(月平均水道使用水量と5㎡以上)は排除汚水量申告書を町に提出していただきますと、町が現地を確認後、認定いたします。認定後は、その家庭の平均的な排除量を納付して頂くことになります。

また、通年にわたり農業用に水道を使用している場合、あるいは月平均水道使用水量との差が5㎡未満で認定が受けられず納得出来ない場合は、農業用の水道分を計測する水道メーターを個人負担により設置して頂くことにより、農業用分は下水道使用料に含まないことになります。

Q 3：水道は冬期推定で料金を納付していますが、下水道使用料はどうなるのですか？

A 3：基本的に水道と同様冬期間は推定で納付していただき、5月の検針で精算となりますが、下水道の使用料体制は10㎡以上使用した後の単価が排除量により変動することから、推定期間の総排除量を推定期間月数で割り返し、平均排除量を算定後、5月排除分を調整して精算することになります。

Q 4：水道に漏水があった場合、漏水分も含めて下水道使用料を納付するのですか？

A 4：漏水した水は明らかに下水道へ排出されないわけですので、水道使用水量とは別に下水道分を認定します。その認定については水道管理係と十分協議をいたしまして、その家庭の平均的な水道使用水量等を基に決定することになります。

Q 5：現在、水道料金は納税組合あるいは窓口を通じて納付しておりますが、下水道使用料は口座振替により納付しております。今後1枚の納付書になると、納付方法はなるのですか？

A 5：水道と下水道で納付方法が違えば、納税組合と窓口あるいは口座振替のどちらかに統一して頂くことになります。後日いずれかを選択していただく文章をお届けいたしますので、ご協力をお願いいたします。また、水道と下水道の口座が異なる場合についても、統一して頂くことになります。

【お問い合わせ先】

役場 地域整備課 下水道管理係(消防署2階) ☎755-2116 (内線272・279)

集落営農対象要件と品目横断的経営安定対策等の方向について(お知らせ)

国では、平成19年産から品目横断的対策等の補助制度の対象者を認定農業者(広報ひらない新年号掲載)と一定の要件を満たす営農組織に限られる事としています。それらの対象となる集落営農組織の要件と品目横断的経営安定対策等の方向は次のとおりになりますので、お知らせいたします。

なお、集落営農及び品目横断的経営安定対策を進めてみたいと思う集落の代表者は下記までお問い合わせください。

～こんな集落営農が経営安定対策の対象です～

□農用地の利用集積目標を定めます。

地域の農用地の2/3以上を集積(農作業を受託)する目標(5年後)を定めます。(特例有)

□規約を作成します。

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。

□経理の一元化を行います。

①集落営農組織の口座を設けます。②農産物の販売名義を集落営農組織とします。

③販売収入をその口座に入金します。

□主たる従事者の所得目標を定めます。

組織の主たる従事者について、農業所得の目標(市町村基本構想の水準以上)を定めます。

※主たる従事者は、候補者(名前が特定できれば人数)で足ります。

※農業所得の水準については、組織が将来的に目指す経営規模等総合的に判断することが可能です。

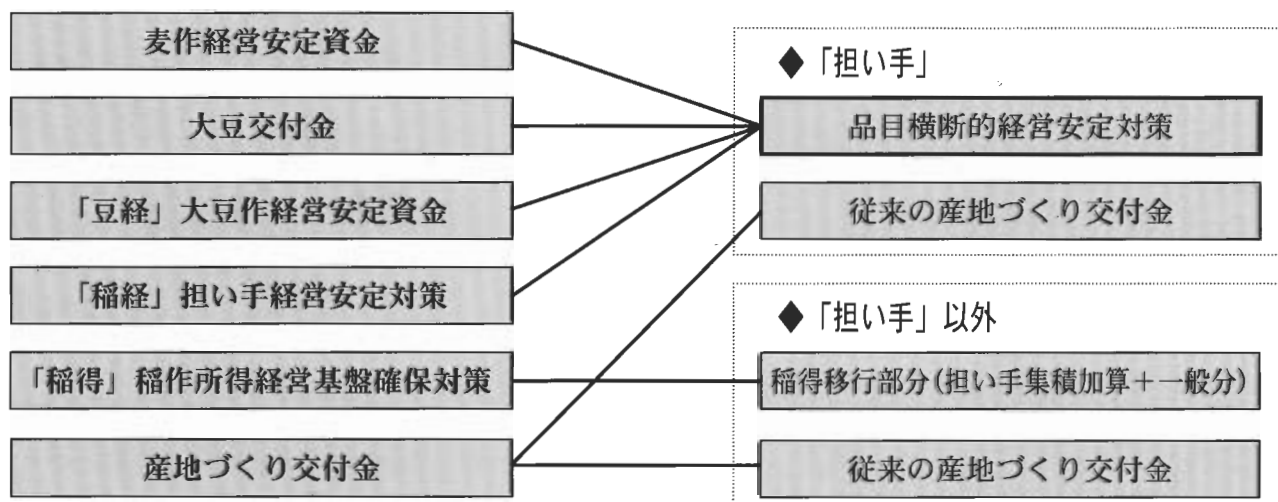
□農業生産法人化計画を作成します。

農業生産法人となる計画(5年以内)を作成します。

《経営安定対策の国の施策方向》

【これまでは作目別の価格変動への対策】

【平成19年からは経営全体への対策(品目横断)】



【担い手に限定や優遇措置化した各種事業・制度資金等】

- ①スーパーL資金(担い手に限定)
- ②農地の買入れや利用集積に対する助成
- ③税制上の特例(減価償却費の割増償却)
- ④農業者年金の助成等

【お問い合わせ先】

役場・産業振興課・農業振興係(庁舎2階)
☎755-2117(内線233)

生涯学習のめざすもの

Vol. 103

ふれあい出前講座スタート

町民のみなさんの集いへ役場職員が講師として出向くふれあい出前講座が昨年9月1日からスタートしました。これは、地域での学習活動の支援と町民と行政職員のふれあいを目的としています。5人以上の集いであればいつでも出前いたしますので、町内会や公民館分館、仲間での学習にお役立てください。今回は、これまでに開催された講座の様子を紹介します。

応急手当を学ぶ

大和山本部

11月8日(火)、大和山本部神集閣において、平内町消防署員6名を講師に、ふれあい出前講座「あなたにもできる応急手当」が行われました。これは、たくさんの人が集まる大和山本部が、緊急時対応



▲応急手当について説明する消防署員



▲人形を使って心臓マッサージ1、2、3…

研修として本講座を開催したものです。

初めに、講師が緊急時の応急手当の大切さを説明し、心肺蘇生法を実演しました。その後、参加者30名はグループに分かれ、「A(気道確保)・B(人工呼吸)・C(心臓マッサージ)」の手順を確認しながら、人形を使って心肺蘇生法を体

験しました。最後に、AED(自動体外式除細動器)の使い方も教わり、出前講座が終了しました。

健康学習で元気な地域

板橋町内会

12月18日(日)、中野コミュニティセンターにおいて、町保健福祉課職員を講師に、ふれあい出前講座「認知症の予防」が行われました。地域の高齢化が進む中、皆で協力して健康な生活をしようと、板橋町内会(須藤元治会長)が開催しました。

講座の前に、血圧の測定など健康相談を行い、簡単な運動でリラックスした後、認知症の症状や予防、その対応について学びました。



▲「調子はどう」健康相談でリラックス



▲脳を働かせる指先の運動を紹介

身近な例を挙げながらの説明に、参加者は「わからないことがわかった」「これからは地域で声をかけ生活していくことが必要。地域の皆がいろいろなることを知るためにも講座を続けていきたい」と話していました。

ふれあい出前講座を利用してみませんか

○町内在住の5名以上の団体やグループが利用できます。

○利用できる時間は、平日休日とも午前9時～午後9時の2時間以内です。

○講座の内容はふれあい講座メニューからお選びください。(広報9月号を参照)

○会場の手配や進行などは利用者でお願いします。

【お申込み方法】

開催日の14日前までに利用申込書に必要事項を記入の上、教育委員会へお申込みください。

【お申込み先】

平内町教育委員会

☎7555-2565(342)

町立図書館

紹介コーナーその73

新刊図書紹介コーナー

- | | |
|------------|--------------|
| ①東京タワー | リリー・フランキー |
| ②スー・オペラ | 阿川 佐和子 |
| ③北畠八穂の物語 | 佐藤 幸子 |
| ④告白 | チャールズ・Rジェンクス |
| ⑤皇族たちの真実 | 竹田 恒泰 |
| ⑥寂聴 青空説法Ⅲ | 瀬戸内 寂聴 |
| ⑦私の歳時記 | 田中 真紀子 |
| ⑧北緯四十三度の神話 | 浅倉 卓弥 |
| ⑨あなたの涙そうそう | 幻冬 舎編 |
| ⑩続弾 問題な日本語 | 北原 保雄 |

○わくわくおはなし会

2月18日(土) 10:00～

おはなしコーナー

○2月の休館日 11日・12日・26日

高齢者疑似体験

平内町社会福祉協議会 報告

今年度も、当協議会主催のボランティアワークキャンプが、管内中学生を対象に7月27日から29日までの2泊3日の日程で救護施設「白鳥ホーム」を会場に開催されました。

今回のワークキャンプでは高齢者疑似体験を取り入れ、高齢者の生活を体感しました。高齢者疑似体験とは、耳栓をすることで聞こえにくさ、ゴーグルをすることで見えにくさ、肘や膝にサポーターをつけることで関節の動きにくさを再現し、手首足首



▲ボランティアワークキャンプでの高齢者疑似体験

におもりをつけることで体への負担を与え、高齢者になったときの身体機能の低下や心理

的变化を体験するものです。

体験した生徒たちは、「体が思うように動かせず、耳が聞こえにくく、目も見えにくく、歩くのもとても大変だ」「高齢者の人たちは大変なんだな」と話していました。その他にも体験学習を通して、白鳥ホームの利用者とふれあい、他校の生徒と共に活動し、ワークキャンプの目的である「共に学び」「ともに生きる」という社会連帯の心を養うことができ、有意義な時間を過ごすことができました。

また、12月には、東小学校の5年生の生徒が、高齢者の気持ちを理解する学習として、授業の中で高齢者疑似体験を行いました。



▲東小での体験の様子「うまくつかめないよ」

第30回 日本白鳥の会研修会 入場無料

全国の白鳥渡来地を巡り、白鳥保護を考える研修会が行われます。海岸に渡来する白鳥は全国でも希少です。あなたも町の宝「白鳥」について考えてみませんか。

- 日 時 平成18年3月4日(土)
午後2時から午後4時
- 会 場 平内町立浅所小学校
- 内 容 記念講演
「特別天然記念物小湊のハクチョウ および渡来地」
岩手県立大学教授 幸丸政明氏

主催：日本白鳥の会 後援：平内町教育委員会

《申し込み・お問い合わせ先》
平内町教育委員会 教育課
☎755-2565(内線343)

このように、今、高齢者疑似体験セットを利用し、高齢者への理解を深める市町村や各種団体が増えてきています。この疑似体験セットを利用したい団体等は、左記までお問い合わせください。

社会福祉法人
青森県社会福祉協議会
青森県介護実習・普及センター
〒030-0822
青森市中央3丁目20-30
電話
017-774-3234
FAX
017-774-3235



まなびの広場
まちの生涯学習情報

◆ひらないうちのひろば

〇日 時 2月22日(水)
午前10時～12時

〇会 場 山村開発センター
〇内 容 今年1年の活動を振り返り、来年度の活動について考えます。

【申込み・お問い合わせ先】
平内町教育委員会 教育課
☎755-2565(353)

—あなたの健康 みんなの笑顔—

保健福祉だより

お問い合わせ先 保健福祉課

■ 高脂血症について

高脂血症とは、血液中の脂肪分、つまりコレステロールや中性脂肪が異常に多くなった状態をいいます。高脂血症は「サイレント・ディーズ(沈黙の病気)」とも呼ばれるように、特に自覚症状があるわけではありません。そのために、健診などでコレステロール値や中性脂肪に異常を指摘されても放置する人がいます。

しかし、高脂血症を放置しておくと動脈硬化が進み、脳梗塞や脳出血、心筋梗塞など深刻な病気を招くおそれがあります。

近年、食生活の変化から、中高年世代だけではなく10代、20代の若い人たちの間でも高脂血症患者が増える傾向にあります。遺伝的な素因の他、肝臓病、腎臓病、甲状腺機能低下症、糖尿病から高脂血症を併発している方や、肥満に伴って高脂血症になる方もあります。

食生活や運動など生活習慣を改善することで、高脂血症を予防することができます。

2月の健康相談では、「高脂血症の予防」について保健師がお話しますので、ぜひ参加してください。

■ ご存知ですか？ 「健康づくりチャレンジャー」

目標では生活習慣病の改善目標を設定し、主体的に健康づくりを実践する健康づくりチャレンジャーを募集しています。

健康づくりチャレンジャーとして登録された方には、健康づくりチャレンジャー登録証と実践記録表を送ります。

目標設定時や実践期間中には各市町村や地域産業保健センター、保健所などで、アドバイスを受けることができます。是非、皆さんも自分自身の健康づくりにチャレンジしましょう。



【お問い合わせ先】
青森県保健衛生課

☎ 7 3 4 - 9 2 8 3

■ 平成18年度生活習慣病等検診の 申込みについて

平成18年度も17年度同様、検診の申込用紙等を回覧により、住民の皆さんに配布します。

前回は、「申込書は、いつ頃送られてくるのですか？」というお問い合わせが、多数寄せられました。前回機会を逃し検診を受けられなかった方など、是非お忘れなく期日までにお申込みをお願いいたします。

■ 平成18年4月から麻疹・風疹の 予防接種が変わります

単独で実施していた麻疹と風疹が一緒にできる混合ワクチンの2回接種となります。

【接種時期】

□第1期: 1～2歳未満まで(生後12カ月～24カ月未満)

□第2期: 5歳以上7歳未満で小学校入学前の1年間

(就学前年の4月1日～就学年の3月31日まで)

※ただし、平成18年3月末までに麻疹、風疹の予防接種のどちらも受けていないお子さんが対象となります。

※平成18年4月からは麻疹、風疹の単独ワクチン接種及び2歳のお誕生日を過ぎたお子さんは、任意接種となります。

※お知らせの通知が届いたお子さんは、受けるようにしましょう。

【お問い合わせ先】

役場 保健福祉課(庁舎1階) ☎ 7 5 5 - 2 1 1 4

■ 手話通訳者派遣の利用について 青森県聴覚障害者情報センター

【こんなとき派遣します】

病院、学校、保育園、各種公共機関等を利用するとき。
会議、結婚式葬儀等に出席するとき。

【受付時間】

午前9時30分～午後4時30分まで

(毎週火曜日、祝祭日、年末年始は休館日)

【お申込み】

電話、FAX、郵送、来所で7日前までにお願います。

【お問い合わせ先】

青森県聴覚障害者センター

〒030-0944 青森市大字筒井字八ツ橋76-9

電話 017-728-2920

FAX 017-728-2921

「こころの健康に関する調査」まとめ第2章 ～あなたのこころは大丈夫？～

今月のトピックス

注 意!!

「うつ傾向」は誰にでも起こります

●《うつ病について》

- ◇精神科を受診する患者で最も多い病気
- ◇自殺の前にはうつの状態になっている
- ◇自殺予防のために「うつ病」の早期発見・早期治療が重要

●《うつ病の話》

- ◇一生のうちある時期に「うつ病」になる確立は、女性が10～25%、男性が5～12%と言われている
- ◇重症の身体疾患患者の「うつ病」の率は20～25%
- ◇「うつ病」は治る病気なのに、「うつ病」と気づかずに治療を受けないことも多い

●《うつ病にかかった時の大切な心構え》

- ◇病気であると認め、休養に専念する
- ◇早く治療すれば回復も早い
- ◇回復までに病状は一進一退がある
- ◇無理をしない
- ◇孤立しない
- ◇「うつ病」の間は人生の重要な決定はしない

●《うつ病の患者に対する対応方法》

- ◇「うつ病」を疑ったら精神科受診を勧める
- ◇こころの支えになる
- ◇安易な励ましは禁物
- ◇徹底的に聞き役にまわる
- ◇薬は体に悪いなどは決して言わない
- ◇自殺をほめかしたら、決してそれを軽視しない
- ◇患者を非難してはいけない
- ◇体の訴えの背後にうつ病が隠れていることもある

【3月号ではうつ病と自殺の関係について
お知らせいたします】

平内町に自殺者が多いことから実施された「こころの健康に関する調査」。

今月号のまとめ第2章では、新年号に引き続きアンケート調査の内容と、今月号のトピックスとして自殺を考える人に多い病気「うつ病」について皆さんにお知らせいたします。

□こころの健康に関する調査のまとめから

(新年号に引き続き)

□睡眠について

いつも不眠状態 131人(3.1%)

□食欲について

いつも食欲がない42人(1%)

※眠れない・食欲がないことは、健康を害する基になります。

□ストレスについて

ストレスが大いにある10.8%

(若い人に多い)

□ストレスの原因

「仕事」・「経済的なこと」・「健康、病気」

□ストレスの対処方法

男性：アルコール、テレビ、ラジオ、のんびりする

女性：人に話しをして発散、テレビ、ラジオ、のんびりする

※その他対処法として、じっと耐える、たばこを吸うなど、こころに溜め込むタイプの人もいました。

□ストレスの相談相手

「家族」が60%、「友人・知人」が41.2%

※他には「相談したいがためらっている」「相談したいが相手先がわからない」「相手がいない」と答えた人もいました。

□経済的な問題について

「大いにある人」23.9%「多少ある人」37.3%

※経済的問題で「借金」が最も多い原因でした。

調査対象者：40歳～69歳の男女6,382名

有効回答数：4,215票を集計分析

■子育て支援センター 2月の行事予定

地域子育て支援センターでは、毎月様々な活動を行っています。

子育てに関する悩みごとや相談ごとなどは、ぜひ同センターをご利用ください。

【お問い合わせ先】

平内町地域子育て支援センター
☎758-1214

日 程	活動・場所	内 容	備 考
2月2日(木) 9:15～	豆まき誕生会 東和保育園ホール	保育園の誕生会に参加し 楽しみましょう	
2月6日(月) 9:30～11:00	親子ふれあいワーク 支援センター	わくわくクッキング (ホットケーキ作り)	
2月9日(木) 9:30～11:00	ぴよぴよ絵本サークル 支援センター	絵本などの読み聞かせを 行います	
2月16日(木) 9:30～	遊びの広場 開発センター	体をのびのび動かし運動や ゲームを楽しみましょう	内ズックを持参 して下さい
2月21日(火) 9:30～11:00	すくすくクラブ 支援センター	身体測定 ひな人形作り	

平内町民バスは均一料金

100円または200円

平成18年4月から障害者自立支援法がはじまります

これまで障害の種類(身体・知的・精神)によって複雑になっていた福祉サービスが一つになり、どの障害の人にも共通の福祉サービスが地域において受けられるようになります。



新しいサービスのしくみ

～障害者自立支援法の概要～



□障害福祉サービス→詳細は「今月の特集」へ

障害程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行う介護給付と、身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う訓練給付があります。

□自立支援医療→詳細は次号紹介予定

障害の種類や年齢によって決められていた医療費のしくみが一本化されます。(旧更正医療、育成医療、精神障害者通院医療費公費負担制度が統合されます)

障害の種類によらず障害者・
障害児がサービスを利用可能

□地域生活支援事業

県や町が障害者を総合的に支援する体制をつくり、様々な事業を行います。

・相談支援事業、コミュニケーション支援(手話通訳等)、日常生活用具の給付 等

□補装具費の支給

補装具の購入や修理にかかる費用の原則1割を自己負担、9割を町等が負担します。
※所得に応じた自己負担の上限額を設定します。



今月の特集 ～障害福祉サービス～



Q. 障害福祉サービスを利用するためには？

- ①相談 役場、保健福祉課に相談します。
- ②申請・調査 役場、保健福祉課で申請を行うと、現在の生活や障害の状況についての調査が行われます。
- ③審査・判定 調査結果をもとに審査・判定が行われ、どの程度サービスが必要な状態か(障害程度区分)が決められます。
- ④認定・通知 障害程度区分や介護者の状況、申請者の要望等をもとに、サービスの支給量等が決められ受給者証が交付されます。
- ⑤サービス利用 利用できるサービスの量や申請者の要望等をもとに、相談支援事業者と相談しながら必要に応じてサービス利用計画を作成します。
- ⑥サービス利用 ①～⑤がすべて終了後サービスの利用を開始します。

Q. 障害福祉サービスの利用料は？

サービスの利用料は原則1割負担となります。ただし、所得に応じて上限が決められており負担が重くなりすぎないようにしています。また、資産が一定以下の人は、個別の免除制度があります。(要申請)

【お問い合わせ先】役場 保健福祉課 福祉係(庁舎1階) ☎755-2114 (内線125・141)

暮らしの中の税

～わたしたちの生活と税のかかわり～

お問い合わせ先：役場 税務課 ☎755-2115

Q&A

～意外と知らない国民健康保険税～

Q：国民健康保険税(国保税)ってどんな税金？

A：会社や官庁などの社会保険等に参加している人以外の方を対象に、加入者が病気やケガをしたときの医療費をはじめ、出産育児一時金、葬祭費などの給付の費用にあてるために課税する税金です。介護保険法の規定による第2号保険者(40歳以上65歳未満)の介護分の保険税についても併せて課税されます。

Q：誰がおさめるの？

A：加入者全員に賦課される税金ですが、納税義務は世帯主が負います。世帯主が直接、国民健康保険(国保)に参加していなくても、世帯の誰かが加入していれば納税義務は世帯主となります。ただし、課税額は実際に加入している方の分だけです。

Q：保険税を納めていないとどうなるの？

A：国保加入者の皆さんは、医療費の一部を負担するだけで医療を受けられると同時に、国保税を納める義務があります。もし、国保税を納めない人がいると、国保の運営が困難になり、医療費をまかなえなくなってしまう。また、国保税を納めないでいると、その未納期間に応じた厳しい措置がとられますので、十分注意してください。さらに、介護保険の保険料を国保税と合わせて納めることから、もし国保税を滞納していると、介護保険の給付についても制限されることになります。

〔町税の納め忘れはありませんか〕

現在、すべての町税は納期限が過ぎておりますので、納め忘れの方は早めに納付して下さるようお願いします。

なお、納期限が過ぎると督促が行われます。督促手数料、延滞金などが科せられる場合がありますので、速やかに納めましょう。

また、税務課では事情に応じた納付方法など納税について様々な相談を受け付けておりますので、お悩みがある方はお気軽にご相談ください。

〔軽自動車税の申告と廃車届等について〕

軽自動車税は毎年度4月1日現在の軽自動車等の所有者に対して課税されます。正しく課税できるように購入や譲り受けた時、廃車した時は速やかに届出すると共に、転入・転出・死亡した場合にも必ず変更の手続きをするようお願いいたします。

特に廃車した場合は、4月1日までに届出がないと軽自動車税はそのまま課税されますので、ご注意ください。

手続きについては、125CC以下のバイク・農耕用小型特殊自動車等は役場税務課・住民税係、その他は軽自動車協会(☎739-0441)に届出してください。手続きに必要なものについては印鑑等ですが、届出の内容によってはその他の書類が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

〔青森税務署からのお知らせ〕

◆所得税の還付申告について

所得税が源泉徴収されているサラリーマンなどの方で、次のような場合、還付申告をすることにより所得税が還付される場合があります。

- マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- 多額の医療費を支払った場合
- 災害や盗難にあった場合
- 年の途中で退職し、再就職していない場合

平成17年分所得税の確定申告の受付は、平成18年2月16日(木)から3月15日(水)までの平日と2月19・26日(日)ですが、還付申告は2月15日以前でも提出することができます。

詳しくは、青森税務署(☎776-4245)にお問い合わせください。

なお、平内町においても還付申告を受付いたします。日程については、広報ひらなひ新年号をご覧ください。

〔青森県税事務所からのお知らせ〕

◆自動車税と登録について

自動車を知人等に売ったときは、買った人の名前に登録を変更しなければなりません。

自動車税は4月1日現在で運輸支局に自動車の所有者(売主に所有権が保留されている場合は使用者)として登録されている人に1年分が課税されますので、3月末までに買った人の名前に登録を変更しないと翌年度以降の自動車税もあなたに課税されることになります。自動車を売買したときには、必ず管轄の運輸支局で速やかに登録を変更してください。

詳しくは、青森県税事務所(☎734-9974)までお問い合わせください。



国民年金

「社会保険料控除証明書」
などが必要になりました

国民年金保険料は、納めた全額が社会保険料控除の対象となることから、申告することによって税金が減額されます。平成17年分からは、年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、保険料の支払いを証明する書類を添えることが義務付けられました。そのため、社会保険庁から2月上旬に、平成17年10月から12月までに国民年金保険料を納めた方に、「社会保険料控除証明書」が送付されますので確定申告まで大切に保管してください。

また、生計を同じくする家族の保険料を納めたときは、その全額が納めた方の控除対象となりますので、確定申告の手続きのときは必要な証明書を添えて申告してください。

国民年金保険料を口座振替で前納するとお得です

口座振替で保険料を納めると、手間や時間が省けて納め忘れもなく、便利・安心・確実です。また、口座振替で前納すると割引があります。

保険料を1年前納した場合は、現金前納では2,890円の割引ですが、口座振替では3,420円の割引となりさらにお得です(平成17年度の割引額)。口座振替での前納には1年前納、6カ月前納があり、前納期間に応じて保険料が割引されます。

そのほかに口座振替での1カ月毎のお支払いなら、早割(その月の保険料を同月の末日に引き落とす)にすると月40円お得です。(平成17年度の割引額)。

ただし、半額免除の承認を受けている方は早割制度をご利用できません。

お申込みは簡単です。年金手帳や納付書(基礎年金番号の分かるもの)、金融機関への届出印、預金通帳をお持ちの上、「口座振替納付申出書」を社会保険事務所または指定する金融機関の窓口へ提出するだけです。なお、申込用紙を社会保険事務所へ郵送することもできます。

平成18年4月分から口座振替を希望する場合は、平成18年3月中に社会保険事務所登録することが必要となりますので、3月中の届出は社会保険事務所まで直接手続きされるようお願いいたします。

申込用紙は、納付書に綴られているほか、市町村、各金融機関の窓口や社会保険事務所にあります。

詳しい内容については、市町村国民年金担当窓口またはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

役場 町民課 国保・年金係

☎ 755-2113

(内線120)

青森社会保険事務所

☎ 734-7495

■青森県産業別最低賃金改正のお知らせ

産 業	時 間 額	発 効 日
鉄 鋼 業	726円	平成17年12月21日
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	669円	平成17年12月21日
各 種 商 品 小 売 業	664円	平成17年12月21日
自 動 車 小 売 業	703円	平成17年12月21日

□上記産業以外は青森県最低賃金(時間額608円)が適用されます。

□詳細は青森労働局のHPでもご覧いただけます。

<http://www.aomori.plb.go.jp/>

【お問い合わせ先】

青森労働局賃金室

☎ 017-734-4114

■「赤十字運動月間」にご協力を!!

2月には「赤十字運動月間」です。日本赤十字社では、赤十字社員が拠出する社費と個人・法人・団体などからの寄付金を合わせたものを社資と呼んでいます。赤十字の趣旨や活動に理解、賛同し毎年一定額の社費を拠出してくださる社員によって支えられ、この社資が赤十字の主な活動資金となっており、国際救援活動、災害救護活動、社会福祉事業、救急法、家庭看護法等の講習など幅広く展開をしています。

この運動は、一人でも多くの「赤十字社員」に加入していただくことを目的として、県下一斉に展開します。各地区の行政協力委員・民生委員の協力の下、各ご家庭を訪問いたしますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

日赤平内町分区事務局 役場 町民課 生活環境係

☎ 755-2113(内線117)

感動!! 出会いふれあい地域交流会

町立山口小学校

山口小学校(成田浩子校長)で統合一年目の地域交流会が開かれました。

当日は、地域の老人クラブの方々が集まり、自己紹介が終わった後、昔の遊びをお年寄りから教えてもらいながら、遊びの名人を目指して技を競い合ったりして楽しみました。

その後、恒例のもちつきが始まり、あいどりのおばあさんに教えてもらいながら、子どもたちも元氣よく杵を振り下ろしていました。出来上がったお餅は雑



▲杵に餅がくっついて重いよ～

煮にしてみんなに配られました。

今年は、統合記念として、数々の大会で優勝している三味線演奏者の下山昭義さんが学校を訪れ、津軽三味線の力強い音色を披露してくてました。我を忘れて聞いていた児童からは「三味線ってこんな音だったんだな」「三味線の音がお腹にビンビン響いてきた」という感想が発表され、統合一年目の地域交流会が終了しました。



▲下山昭義さんによる津軽三味線演奏

子どもたちを犯罪から守れ!! 防犯・交通パトロールを実施

最近、小学生児童を狙った事件が多発しております。そのため、平内町でもおこりうる同種事件を未然に防止するため、低学年の下校時にあわせて、警戒パトロール・声かけ運動を行いました。

小湊小学校周辺の通学路では、防犯関係団体及び小湊小PTA会員、交番員が毎日集まり、小学校周辺と小湊川方面の二班にわかれて「気をつけて帰るんだよ」「寄り道しないでね」などと声をかけながら巡回しま



▲「気をつけて帰るんだよ」

した。さらに、先生方は、車に「防犯パトロール実施中」のプレートを貼り、通学路の巡回をしました。

また、交通安全母の会小湊支部では下校時間に合わせて4カ所に分かれ、冬休みに事故やケガのないよう呼びかけました。

新学期が始まりましたが、町民の皆さんも家の前を通る子どもたちへのあいさつや声かけはもちろん、危ない場所で遊んでいる子どもを見かけたら一声かけてください。



▲防犯プレートを貼った巡回車

登録児童の募集

ひらな中央児童館

ひらな中央児童館は、登録児童の募集を行います。児童館では、ボランティアの先生とともに様々な学習などを通じて規律ある集団活動を行います。また、母親クラブの協力で、楽しい行事も行われます。

年間行事の中には、児童館に児童登録をしていないと参加できない場合もありますのでご注意ください。主な年間行事についてはお問い合わせください。

□締切 3月17日(金)

□お問い合わせ・申込先

ひらな中央児童館

☎ 755-2354



▲親子バス遠足では、りんご狩りを体験

住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました

■ 住宅火災から大切な命を守るために!! ■

消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられ、北部上北広域事務組合火災予防条例で設置・維持の基準が定められました。(平成17年9月29日公布)

□ いつから設置するの？

1・新築住宅

条例の施行日(平成18年6月1日)から適用

※上記の日すでに新築工事中の住宅は次の「既存住宅」と同様の扱いとなります。

2・既存住宅

平成20年6月1日から適用

(既存住宅とは、「平成18年6月1日現在」すでに建てられている住宅)

※条例の施行日から2年間は適用されませんので、この期間内に設置をお願いします。

□ なぜ住宅に「火災警報器」が必要なの？

住宅火災による死者数が急増しており、平成15年には全国で1,041人(放火、自殺を除く)と昭和61年以来1,000人を超える結果となりました。

このうち7割が逃げ遅れによるものとなっています。また、住宅火災による死者の過半は65歳以上の高齢者であり、今後、高齢化の進展に伴い死者数のさらなる増加が心配されています。

□ どこに設置するの？

一戸建て住宅、共同住宅などのアパート、店舗等併用住宅など全ての住宅の主な寝室、階段等に設置する必要があります。

□ だれが設置するの？

住宅の関係者と定められており、住宅の所有者(家主等)、管理者(管理人、管理会社等)、占有者(居住者)のいずれかの方が設置することになります。

□ どこで購入できるの？

消防設備業者の他、一部ホームセンターや家電量販店も取り扱っています。

また、新築・改築の際には、ハウスメーカーや施工会社にもご相談ください。

□ 住宅用火災警報器等とはどんなもの？

ご家庭に設置する住宅用火災警報器等には2種類があります。

1・住宅用火災警報器

単体タイプの警報機

2・住宅用火災報知設備

システムタイプの警報設備器

「煙感知器」

煙が火災警報器に入ると音や音声でお知らせします。

「熱感知器」

火災警報器の周囲温度が一定の温度に達すると音や音声でお知らせします。



□ どんな製品でも大丈夫？

国の基準に適合し、「日本消防検定協会」の検査に合格した製品には、日本消防検定協会の「鑑定マーク」がついています。

※日本の法令に適合した日本消防検定協会の「NSマーク」のついた商品を選びましょう。

日本消防検定協会NSマーク



【お問い合わせ先】

北部上北広域事務組合消防本部 ☎ 0175-64-0650 平内消防署 ☎ 755-3119

人口と世帯数

男 … 6,908人(−3人)

女 … 7,404人(+1人)

計 … 14,312人(−2人)

世帯数…5,252世帯(+2)

平成17年12月末現在

()は、前月との比較

12月受付分

戸籍の窓口

お誕生おめでとう

赤ちゃん名

(親)

住所地

長尾 光太郎 (光国) 十和田市
須藤 裕多 (満典) 山口
葛西 朔 (忍) 西沼館

ご結婚おめでとう

(本籍地)

江戸 貴寿 第1口広
小林 瞳 北海道
田村 尚樹 土屋
中山 美香 青森市
園山 大和 大和山
田村 阿紀 東京都

お悔やみ申し上げます

(住所地)

千代谷 磨瑛克 (70) 正幸下町
奈良崎 クリ (98) 一子 藤沢
畑井 ツマ (88) 勇 上田沢
三上 ミネ (90) 新 第1元町
竹内 喜一 (78) 鹿子 浜子
木村 栄 (55) キヨノ 小豆沢
須藤 嘉志代 (67) 文男 茂浦
船橋 覺之照 (81) 後藤 第1小林
八戸 サツ (96) 義明 松野木
濱田 フツノ (93) 昭治 浅所
相坂 かつ (91) 一成 第2内子
辻村 義一 (82) 義博 第2平中

平内花椿会

分け入りて懐深し枯木山
そそくさと妻は出勤冬帽子
勝独楽の弾いてなおもうなりおり
猫背まで母に似てきし冬帽子
海鼠食む舐先に揺れる白熱灯
実用よりおしゃれが本音冬帽子
千大根乾きの良さを手に取りぬ
リハビリにつかみし棒や冬夕焼
冬帽子色とりどりに走る児ら
葉牡丹の芯まろやかに生きており

須藤 千和子
佐々木 定男
岡本 みどり
浜田 きみ
竹内 龍一
八杉 しづゑ
福田 博子
工藤 朋子
藤田 友子
船橋 久枝

平内俳句会

井戸端の友茶うけにと練漬け
食卓の皿にぎやかに庭の菊
銀杏の葉地にしきつめて年重ね
初雪や拾いし命いとおしむ
なるようになるわあれこれ年支度
小さき庭みなしばりあげ冬支度
古稀喜寿と月日いつしか師走来る
神の札替えて安らぐ年用意
寡黙なる枯葉ふかれて逃走す
曾孫がおばと言ひ初め十二月
雪つづく村にぼつんと消火栓

佐藤 むつ子
笹原 玲子
佐々木 初江
渡辺 春代
瓜田 愛
青木 禮子
佐々木 うめ
蝦名 きみゑ
能登谷 瑩子
斉藤 終也
平沢 白鳥

川柳ひらない

子育ては靴のサイズに追われつつ
ほろ酔いで足もと宙にいい気分
母の日にスプーン・フォークでもてなされ
飽食の子らが成人病になる
正直になれず心が風邪をひく
パソコンに筆とそろばん奪われる
一人酒類杖ついて思案顔
カラオケは勝手な節でもり上がり
虫の居どころへ老妻逆らわず
長靴の汚れが父の勲章だ
風に飛ぶ紅葉は秋の旅役者
思いやり虎うことだとはき違ひ
盗まれた方も悪いと叱られる

須藤 梨世
千代谷 節子
荒田 つる
沼山 久乃
つじむらりゅうこ
竹内 京子
畑井 のぶえ
後藤 ただし
海音寺 東山坊
荒谷 想伸
本堂 はじめ
後藤 日出雄
今田 俊幸

戸籍の窓口への掲載は、役場に届け出された時に、本人から確認できたものだけを掲載しております。
なお、他市町村に届け出し、「広報ひらない」に掲載したい方は役場町民課住民係へご連絡ください。
☎755-2113(内線123)

県内各地の交通安全を願う「交通安全」

県内の交通事故概況

平成17年

県警現交部協議会

	12月中	年累計	死者の状況	飲酒運転による死者	8人 (-11)
発生	864件 (+27)	8,392件 (-209)	死者の状況	高齢者の死者	40人 (-4)
死者	2人 (-3)	79人 (-24)	死者の状況	自動車乗車中の死者	40人 (-15)
傷者	1,103人 (+31)	10,588人 (-389)	死者の状況	非着用死者	16人 (-16)
			着用していれば助かったと思われる人		7人 (-13)

※ () 内は前年比。県警現交部協議会。速報値のため数値が変動することがあります。

毎月1日は県民交通安全の日

すべての町税は納期限が過ぎていきますので、忘れないで納めましょう!!

第19回 夜越山 洋ランまつり

2006 2/25 SAT ▶ 3/12 SUN

- 洋ランの鑑賞 (150種 2,000鉢)
- 洋ラン即売会 (通常の20%~30%OFF)
- 洋ランなんでも相談室
専門家がズバリお答えします!
- 青森県営浅虫水族館
イクトビベンギンがやってくる!
(ただし、日曜日のみ)
- 青森蘭友会による展示会

お問い合わせ／夜越山森林公園 ☎017-755-2663

主催／青森県平内町 後援／青森蘭友会・平内町観光協会・平内町商工会

ホームページ／<http://www.town.hiranai.aomori.jp/>